

大牟田市介護支援専門員連絡協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大牟田市介護支援専門員連絡協議会という。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間及び他職種とのネットワーク化を図ることにより、自立支援を基本とした介護支援業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の倫理や専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間や他職種とのネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 介護保険制度の円滑な運営のための社会資源の開発、改善及び量的な確保に関すること。
- (5) 上記に掲げるほか目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、第2条に掲げる目的に賛同する介護支援専門員又は介護支援専門員実務研修受講試験合格者であって、実務研修を終了見込みの者(以下「個人会員」という)及び介護支援専門員の属する指定居宅介護支援事業者(以下「事業所会員」という)をもって構成する。

2 本会は、前項に掲げるもの(以下「正会員」という)のほか、その目的に賛同する者を準会員とする。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に1年分の会費を添えて会長に提出し、承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員(以下準会員を含む。)は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は、1年あたり個人会員 3,000 円、事業所会員 15,000 円とする。
- 3 会費の納入の方法は、別に定める。
- 4 会費納入期限を経過しても、会長に書面にて、退会の旨を申し出なかった場合は、1年あたりの会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、次に掲げる場合には、本会を退会する。

- (1) 会員が退会を申し出たとき。
 - (2) 会員が死亡したとき。
 - (3) 正当な理由がなく前条に規定する会費を指定の期日までに納入しなかったとき。
- 2 前項第1号の規定により退会する場合には、会長に書面によりその旨を申し出なければならない。

(除名)

第8条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。この場合において、当該会員に対して、事前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 組織

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 事業部会の長 各1名
 - (4) 相談役
- 2 役員は、総会で会員の互選により選出する。
- 3 会長は、役員会の互選により選出する。
- 4 副会長、事業部会の長は、会長が指名する。
- 5 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 事業部会の長は、事業部会の会務を総理し、事業部会を代表する。
- 8 相談役は、会長の職を歴任したものとする。
- (2) 会長の要請により役員会に出席し、本会の会務に関しての助言を行う。ただし、役員会による議決権を持たないものとする。
- 9 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 10 任期途中で役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第10条 役員が、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会において、議決権の過半数による決議を経て解任することができる。

(辞任)

第11条 役員が、心身の故障等のため職務の執行に堪えないと認められるときは、会長に申し出ることにより、辞任することができる。

(監事)

第12条 本会に2名の監事を置く。

2 監事は役員会が指名し、総会の承認を得なければならない。

3 監事は、本会の会計を監査する。

4 監事の任期・解任・辞任は、役員の例による。

(事業部会)

第13条 本会の事業運営に必要な事業部会を置き、設置に必要な事項は別に定める。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、大牟田市内に置く。

第4章 会議

(総会)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 総会は、会員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議長は、会議に出席した会員の中から会員の互選により選出する。

4 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 前2号に掲げるほか、本会の運営に関する重要な事項

5 定期総会は、毎年1回開催する。

6 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認めたとき。

(2) 会員の総数の4分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

7 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された議案について書面を提出して表決するか、委任状を提出して他の会員に表決を委任することができる。この書面または委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。

(役員会)

第16条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 総会に提出する案件に関する事項

(2) 予算の更正または補正に関する事項

(3) 前2号に掲げるほか、本会の円滑な運営に資する事項

3 役員会は、必要に応じて、随時開催することができる。

第5章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(決算)

第19条 本会の収支は、毎年度監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 規約の変更及び委任

(規約の変更)

第20条 この規約を改正するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

付則

- 1 この規約は、平成11年12月21日から施行する。
- 2 設立総会において選出された役員及び承認された監事の任期は、次の総会までとする。

付則

- 1 この規約は、平成13年5月18日から施行する。

付則

- 1 この規約は、平成27年4月24日から施行する。

付則

- 1 この規約は、平成30年4月26日から施行する。

付則

- 1 この規約は、令和元年5月8日から施行する。